

令和7年4月の降雹等による農作物等被害に係る  
生活営農資金の知事特認

- 1 制度資金名 生活営農資金（和歌山県生活営農資金利子補給金交付要綱）
- 2 資金の種類 9号資金（知事特認）
- 3 融資対象者 令和7年4月の降雹等により農作物等に被害を受けた農業者のうち、特に農業経営に深刻な影響があると市町村長が認めたもの
- 4 資金使途 農業経営の維持安定に必要な資金（運転資金）
- 5 融資機関 和歌山県農業協同組合
- 6 貸付条件
  - （1）貸付限度額 400万円又は被害金額のいずれか低い額
  - （2）基準金利 3.15%（固定）
  - （3）貸付利率 0%
  - （4）県利子補給率 1.45%
  - 農協・市町村 1.70%
  - （5）償還期限 7年以内（うち据置期間3年以内）
  - （6）融資率 100%以内
- 7 融資機関の受付期間 令和7年5月12日から令和7年9月30日まで